

PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議 設置要綱

1 趣旨

環境基本法第16条に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準（以下、「水質環境基準健康項目」という。）等の設定及びそれに付随する事項を検討するため、「PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議」（以下「目標値会議」という。）を設置する。

2 検討事項

目標値会議における検討事項は、以下のとおりとする。

- （１）PFOS及びPFOAに係る水質環境基準等の設定に関する事項
- （２）その他上記に付随する事項

3 組織

目標値会議は、別紙に掲げる委員をもって組織する。

4 委員長

- （１） 本会議に委員長を置き、委員の互選によって選任する。
- （２） 委員長は、本会議を統括する。

5 会議の運営

本会議の運営については、次のとおりとする。

- （１） 目標値会議、配付資料及び議事録は、原則として公開するものとし、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とするものとする
- （２） 令和6年度は3回程度開催する。
- （３） 目標値会議の議事録は、会議の終了後、事務局にて作成し、出席委員の了解を得る。
- （４） 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。
委員長は、上記によりがたい場合が生じた時には、目標値会議の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

6 その他

目標値会議の事務局は環境省水・大気環境局環境管理課が行い、庶務は、日本エヌ・ユー・エス株式会社が行う。